

のむらパターソン和孝議員に対する議員辞職を求める決議について

のむらパターソン和孝議員に対する議員辞職を求める決議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月20日

旭川市議会

議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

蝦名 やすのぶ

高橋 ひでとし

菅原 範明

松田 たくや

福居 秀雄

宮本 儔

えびな 信幸

杉山 允孝

賛成者 旭川市議会議員

佐藤 さだお

## のむらパターソン和孝議員に対する議員辞職を求める決議

私たち旭川市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを自覚し、法令等を遵守するとともに、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

さらに、情報通信技術が進化した現在、SNS上での発言は一瞬で全国、全世界に拡散され、大変有効な伝達手段であるからこそ、議員としての発言内容はより一層の慎重を期することが求められる。

のむらパターソン和孝議員は、旭川市議会令和4年第4回定例会一般質問（令和4年12月14日）において、議場において事前通告内容と異なる質問を行って会議の混乱を招き、後日、議長から厳重注意処分を受けた。これにとどまらず、令和4年12月28日、旭川市議会議員とのプロフィールが明記された自らのツイッターアカウント上に、現職大臣を中傷する投稿をした。その後も、ツイッター上に自らの中傷行為への反省の態度を示さず、同大臣への謝罪の意を示したのちもその真摯な反省の姿勢に疑問を抱かせるかの内容の投稿を行った。

このようなのむらパターソン和孝議員による投稿及び諸言動は、マスメディア・インターネットで大きく報道され、旭川市議会に対する社会的信用及び市民の信頼を著しく失墜させた。

よって、本市議会は、到底看過できない諸言動への毅然たる態度を市民に明らかにするとともに、のむらパターソン和孝議員に対し、市民の負託を受けた市議会議員としての責任を真摯に受け止め、自らの意思により議員たる職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

旭 川 市 議 会